

# 入札公告

平成26年10月10日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康 恭

## 1 競争入札に付する事項

件名及び数量

垂直・水平荷重試験機及び建材試験機の点検整備 一式

## 2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
  - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

## 3 入札説明及び現場調査

随時（平日9時～12時、13時～17時）

入札説明及び現場調査は希望に応じて実施するので、希望する場合には、平成26年10月28日（火）までに電話連絡のこと。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係  
TEL：042-491-4512（内線229） 担当：塩見

## 4 入札及び開札

### (1) 入札書の提出

入札書は、郵便若しくは信書便による送達（以下「郵送等」という。）又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日の前日（平成26年11月5日）までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時：平成26年11月6日(木) 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
本部棟3階 総務課会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成26年10月30日(木) 17時00分

FAX (A4、様式自由)にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

TEL：042-491-4512 (内線229)

FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成26年11月4日(火)までに回答する。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。

以 上

## <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

## 入札説明書

- 1 競争に付するもの  
垂直・水平荷重試験機及び建材試験機の点検整備 一式
- 2 業務の内容・規格・数量  
仕様書のとおり
- 3 履行期限及び場所  
期限 平成27年1月30日  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）  
建設安全実験棟 多目的大型実験室
- 4 支払条件  
履行完了の確認をもって支払うものとする。
- 5 入札心得
  - (1) 入札価格は、本件の履行に係る費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
  - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
  - (3) 入札書の形式は任意とする。（別紙様式1）
  - (4) 入札書の宛名は「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
  - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
  - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（別紙様式2）
  - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
  - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合には再度入札には参加できない。
  - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務  
この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類を平成26年11月4日（火）までに提出しなければならない。
- 7 その他  
入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。  
TEL 042-491-4512 塩見（内線229）

# 入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「垂直・水平荷重試験機及び建材試験機の点検整備 一式」

2 金 額 ￥ — (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 6 年 月 日

入札者 住 所  
会 社 名  
代表者名  
代理人名

印  
印

# 委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

## 記

1 委任する行為

「垂直・水平荷重試験機及び建材試験機の点検整備一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成26年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者  
代理人名

印  
印

# 仕 様 書

## 1. 件名および数量

垂直・水平荷重試験機及び建材試験機の点検整備

1 式

## 2. 目的

建材試験機用 1000kN/800kN アクチュエータの荷重・変位校正、PP165B 型油圧源装置の点検整備を主とした保守作業を行う。

## 3. 試験機の概要

本試験機は構造物の鉛直方向と水平方向と同時に荷重を載荷することができる試験機で、動的な荷重を載荷することも可能である。また、パソコンによって装置を制御することができる。主な仕様は以下のとおりである。

製作者：株式会社東京衡機（旧 株式会社テークスグループ）

### （1）垂直・水平荷重試験機

#### ・垂直荷重試験機

最大鉛直荷重（圧縮のみ）

動的 2400kN、静的 3000kN

最大ストローク 300mm

圧縮間隔 500～15000mm

曲げ間隔 1000～21000mm

繰返速度 0.01～50Hz（無負荷）

#### ・水平アクチュエータ（4 台）

最大水平荷重（圧縮引張）

動的 128kN、静的 160kN

最大ストローク 400mm

繰返速度 0.01～50Hz（無負荷）

#### ・水平アクチュエータ（1 台）

最大圧縮引張荷重 動的 200kN、静的 250kN

最大ストローク 200mm

繰返速度 0.01～50Hz（無負荷）

### （2）建材試験機

#### ・垂直荷重試験機

最大鉛直荷重（圧縮引張）

動的 800kN、静的 1000kN

最大ストローク 200mm

繰返速度 0.01～50Hz（無負荷）

#### ・水平アクチュエータ

最大水平荷重（圧縮引張）

動的 125kN、静的 160kN

最大ストローク 200mm

繰返速度 0.01～50Hz（無負荷）

## 4. 仕様および施工概要

### 4.1 施工範囲

- ・ PP165B 型油圧源装置のフィルターエレメント交換、オイルクーラー清掃、亜鉛棒の交換
- ・ 1000kN/800 kN アクチュエータの荷重及び変位校正
- ・ 動作確認(変位制御による動作確認及び他アクチュエータ 7 基)
- ・ 型番の記載があるものは、同等以上の性能のものを使用すること

### 4.2 機材の準備

- ・ 必要機材は全て契約業者が準備すること（ポンプ、フィルター、所用機材等）。
- ・ 作業場所周辺への汚損対策を行うこと。
- ・ 電源 AC100V については、弊所より支給する。

### 4.3 オイルクーラーの清掃

- ・ オイルクーラーのドレンより使用済みの作動油を抜き取ること。
- ・ オイルクーラーの清掃、亜鉛棒の交換を実施すること。

### 4.4 フィルター等の交換

- ・ PP165B 形油圧源装置用高圧フィルターエレメント(形番 HC2237FDP13H : 1 本)及び低圧フィルターエレメント(形番 HC2236FDP15 : 1 本)を交換すること。
- ・ サクシオンポンプ用フィルターエレメント(CF-06)を交換すること。
- ・ 作動油の量を点検し、昭和シェル石油 シェルテラスオイル T-42879B を規定量まで注入すること。
- ・ フラッシング作業を 8 時間以上実施すること。
- ・ 油漏れ等の不具合がないことを確認すること。

### 4.5 荷重及び変位校正

- ・ 1000kN/800 kN アクチュエータの荷重・変位校正を実施し、フルスケールの±1%以内に収まるよう、コントローラーにて内部調整を行うこと。

### 4.6 試運転

- ・ 試運転においては研究所担当者立会のもと作業を実施すること。
- ・ 試験機の試運転を実施し、異常のないことを確認して作業を終了とすること。

### 4.7 後作業

- ・ 作業場所周辺を清掃し、使用した機材を取り纏め、作業の終了とする。
- ・ 使用済み作動油は持ち帰り、処理すること。

## 5. 提出書類

以下の書類を提出すること。

- ・ 工程表 1 部 契約後 3 週間以内
- ・ 作業報告書及び荷重変位校正成績書 1 部  
(トレーサビリティ証明書付き)



## 6. 履行期限及び場所

平成 27 年 1 月 30 日

※ ただし、詳細なスケジュールについては、別途監督職員と相談すること。  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）  
建設安全実験棟 多目的大型実験室

## 7. 監督

監督職員は、作業中必要と認められる事項について、適宜、協議し指示する。

## 8. 検査

検査職員は、油圧源および試験装置から油漏れがなく、装置が正常に動作することを確認する。

## 9. 保証

作業完了後、1 年以内に試験装置の動作不良が生じた場合、この要因が本仕様書に明記された作業に伴うものであれば、試験装置を無償にて修理すること。